

新婚世帯の家賃、若者世帯の持家取得費用を補助します

加西市は、市内への定住促進の一環として、新婚世帯への家賃、若者世帯が持家を取得する費用を補助します。持家促進補助制度では、対象年齢を従来の35歳以下から40歳以下に拡大しました。申請方法等、詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

■新婚世帯向け家賃補助

平成25年4月1日以降、市内の民間賃貸住宅に入居する契約をした新婚世帯に、家賃の一部を3年間補助します（所得制限あり）。

対象者／婚姻届出3年以内で、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯

助成額／月額最大12,000円



■若者世帯の持家促進補助制度

平成23年1月1日以降に土地を購入し1年以内に新築、24年1月1日以降に住宅（土地付、中古含む）を購入した若者世帯に、取得費用の一部を補助します。

対象者／夫婦のどちらかが40歳以下の世帯。3親等以内から土地・住宅を購入した場合は対象外。

助成額

	新築住宅	中古住宅
市外からの転入世帯	50万円	25万円
市内在住者	25万円	

【問合せ】 商工観光課(商工振興係) ☎④8715 FAX④1802 shokokanko@city.kasai.lg.jp

住宅リフォームを商品券で助成します

加西市と加西商工会議所は、地域商工業の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を市内登録店で使用できる商品券として助成します。

対象者	市内在住の住民登録をしている方で、市税等を滞納していない方
対象住宅	助成対象者が所有し、自らが住んでいる市内の個人住宅
対象となるリフォーム工事	次の①～③全てに該当する工事 ①市内施工業者を利用する、住宅本体に係る機能維持・向上、居住環境の向上のための修繕、増改築等の工事 ②5月10日（金）～11月29日（金）に着工、完了する工事 ③50万円（消費税を除く）以上の工事
助成商品券の額	工事経費の10%相当（最高10万円） ※商品券は夏頃に加西商工会議所で発行予定。
助成件数	50件 ※申込多数の場合は抽選
募集期間	4月12日（金）～30日（火）必着 ※応募が50件未満の場合は、5月24日（金）まで延長します。5月1日以降に市ホームページで確認してください。
応募方法（郵送に限る）	往復ハガキに次の必要事項を記入して郵送してください。 ■往信ハガキ （表面）〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地 加西市商工観光課 行 （裏面）①住所、②氏名、③電話番号、④工事内容、⑤工事日程（予定）、⑥工事金額（概算） ■返信ハガキ （表面）応募者の住所・氏名 （裏面）無記入

【リフォーム説明会】 応募を考えている方や施工業者に対して説明会を開催します。

日時／4月11日（木）13:30～ **場所**／市役所1階多目的ホール

【問合せ】 商工観光課(助成事業に関すること) ☎④8715 FAX④1802 shokokanko@city.kasai.lg.jp
加西商工会議所(商品券に関すること) ☎④0416

住宅建築等をする方に土地を売却した方への補助制度のお知らせ

加西市は、人口増施策の一環として平成25年4月1日以降、住宅建築等をする方に土地を売却した場合、売却に係る市民税分を補助する制度を始めます。

■対象者／①～③の要件を全て満たす個人

①所有する市街化区域内の土地（※）を、4親等外の次のいずれかに該当する方に、平成27年12月31日までに売却した方

※譲渡した年の1月1日現在の所有期間が5年を超える土地

- ・加西市への定住を目的として住宅を建築する方
- ・共同住宅の建設を行う方
- ・住宅分譲地の整備を行う方

②不動産業を営む方でないこと

③市税等の滞納がない方

平成27年12月31日までに土地を売却しても、土地購入者が28年12月31日までに住宅・アパート等の建設、または住宅分譲地の整備に着手しないと補助対象となりません。

■補助金額

譲渡所得に対する3%の額（100円未満切り捨て）。1契約の売買につき100万円を上限とします。補助金の交付は住民税の納付確認後に行います。

申請方法等については、市ホームページで確認してください。



少子化対策に伴う上下水道料金の減免

少子化対策を目的に、次の①または②に該当する方の上下水道料金の減免を行います。

①上下水道料金の減免を受けることができる方

市内に住所があり、現に居住している上下水道の使用者で、世帯内に就学前の子どもがいる一人親家庭の方。
※この場合の一人親家庭とは、児童扶養手当または遺族基礎年金を受給されている世帯の方です。

減免料金（2カ月あたり）

水道料金／3,270円まで 下水道料金／3,000円

②下水道料金の減免を受けることができる方

市内に住所があり、現に居住している下水道の使用者で、世帯内に3歳未満の第3子以上の児童がいる方。18歳以上のお子様は児童数にカウントしません。

減免料金（2カ月あたり）／3,000円

■申請受付

4月22日（月）までに手続きしてください。※市が把握する対象世帯には、4月上旬に申請書を送付します。

■申請場所

地域福祉課・市民課（市役所1階）、人口増政策課（市役所3階）、業務管理課（付属棟2階） ※平日8:30～17:15

■申請時に必要な物

- ・印鑑
- ・水道使用量等のお知らせ（登録使用者を確認するため）
- ・児童扶養手当または遺族基礎年金の受給証書（一人親家庭を確認する場合に必要）

※詳細は、市ホームページで確認してください。

奨学金の返還に対する補助制度を開始します

加西市は、人口増対策の一環として、定住促進を図るため、市内に居住している方が返還する奨学金の一部を補助します。

補助金額／前年度中に返還した奨学金の1/3（ただし前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分）

受付期間／4月30日（火）までの平日8:30～17:15

対象者／①～③の要件を全て満たす方

①平成24年4月1日以降から奨学金の返還を開始した方、または24年4月1日以降に新たに加西市に住民登録した方で、引き続き加西市に住民登録があり、居住している方

②月賦、半年賦、年賦で奨学金（返還期間が9年以上のものに限る）の返還を行い、滞納していない方

③市税等の滞納がない方

【問合せ】 人口増政策課(人口増政策係) ☎④8700 FAX④1800 jinko@city.kasai.lg.jp